



財政収支計画

財政収支計画

本市の財政状況は、市税収入が年々減少する一方、生活保護費等の扶助費が増加する中、定員適正化計画に基づく人件費の削減をはじめ、経常経費の削減や事務事業の見直し、アウトソーシングの推進など行財政改革を積極的に推進し、6年連続の黒字が確保できたところです。

しかしながら、経常収支比率はいまだ95%を超え、財政構造は依然として硬直化しており、さらなる市税の減少や高齢化の進展に伴う扶助費や医療費の増加が予測されるなど、今後、さらに厳しい財政運営を強いられると考えられます。

このような状況の中、健全な財政運営を推進するための指標として、平成23年度から平成27年度までの「財政収支計画」を策定しました。

この計画は、第五次寝屋川市総合計画における前期基本計画の着実な施策展開に向け、本市財政の全体的な枠組みを示すものとなります。

①目的

財政収支計画を示すことにより、現在及び将来における課題等を把握するとともに、経営的視点に立った予算編成、並びに効率的、効果的な財政運営に努めます。

②期間及び会計単位

- (1) 計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。
- (2) 会計単位は、普通会計とします。

③目標

- (1) 実質収支額の黒字を確保します。
- (2) 経常収支比率の改善を図ります。
- (3) 公債費の増加を抑制するため、特殊要因を除いた地方債の発行を必要最小限に留め、後年度の負担軽減を図ります。
- (4) 財政調整基金への計画的な積み立てを行います。

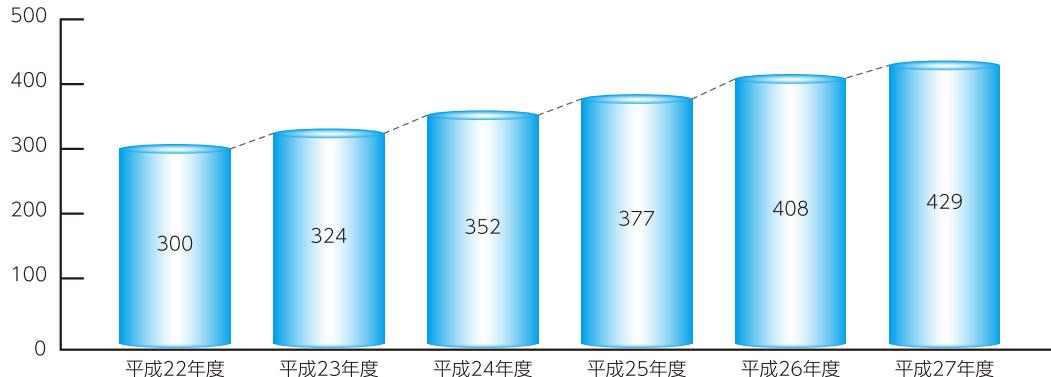
④計画の内容

策定の基本的な考え方

- (1) 現行の行財政制度を基本とし、社会経済情勢の動向などを勘案し策定しています。
- (2) 平成22年度は現計予算額を基本に今後補正を見込み、5年間の歳入歳出額を設定しています。
- (3) 特例債の活用等、あらゆる財源を確保します。

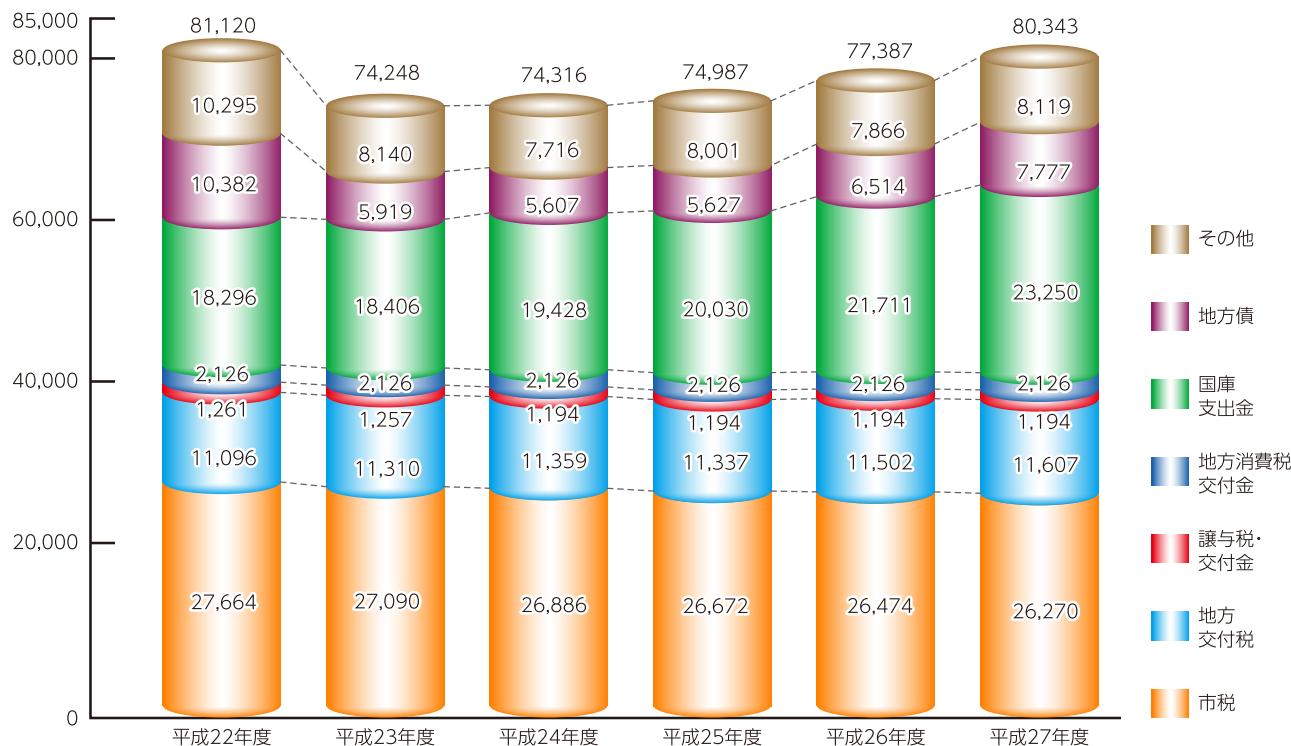
実質収支の推計

(単位:百万円)



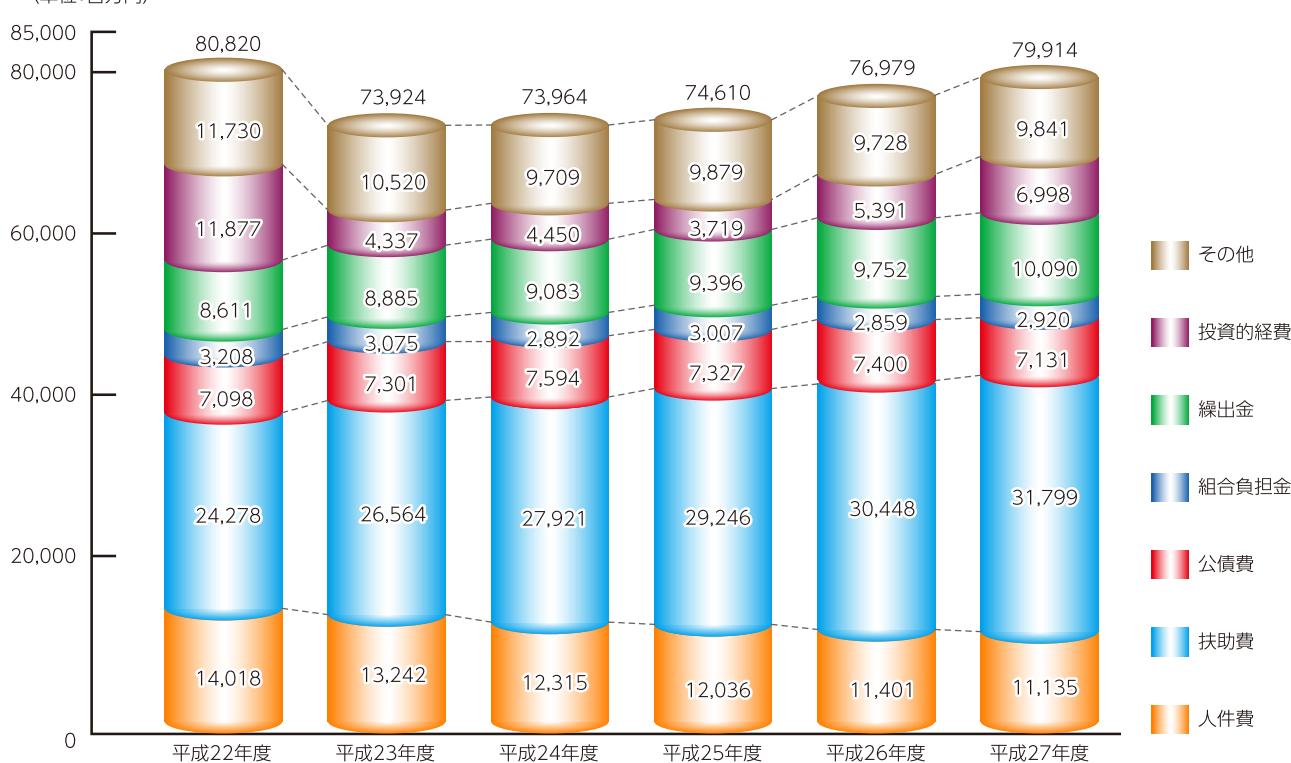
歳入の推計

(単位:百万円)

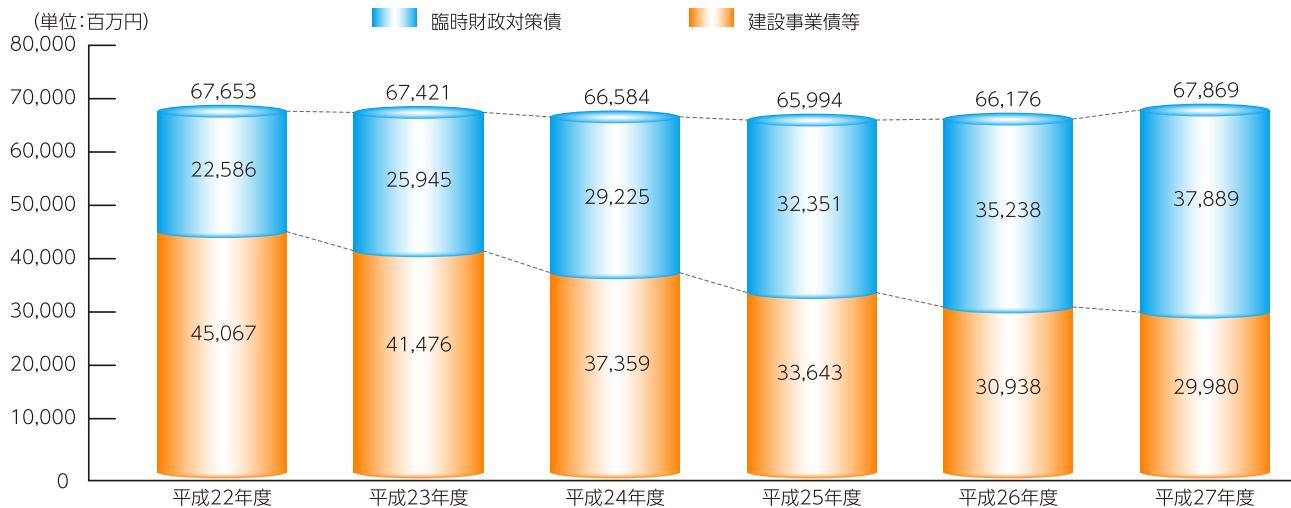


歳出の推計

(単位:百万円)



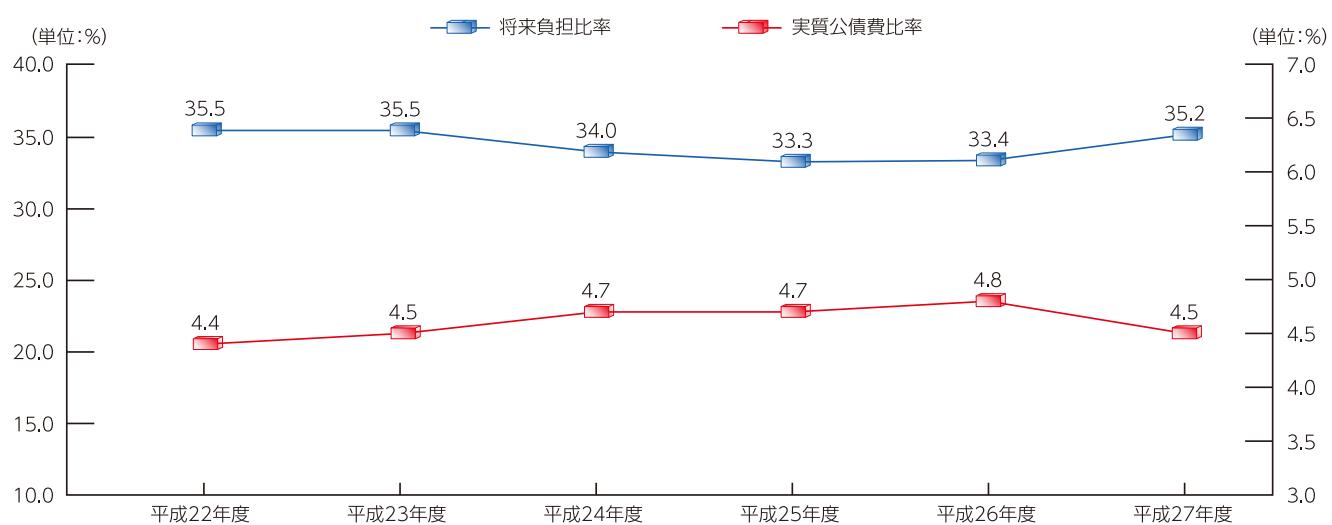
地方債現在高の状況



経常収支比率の状況



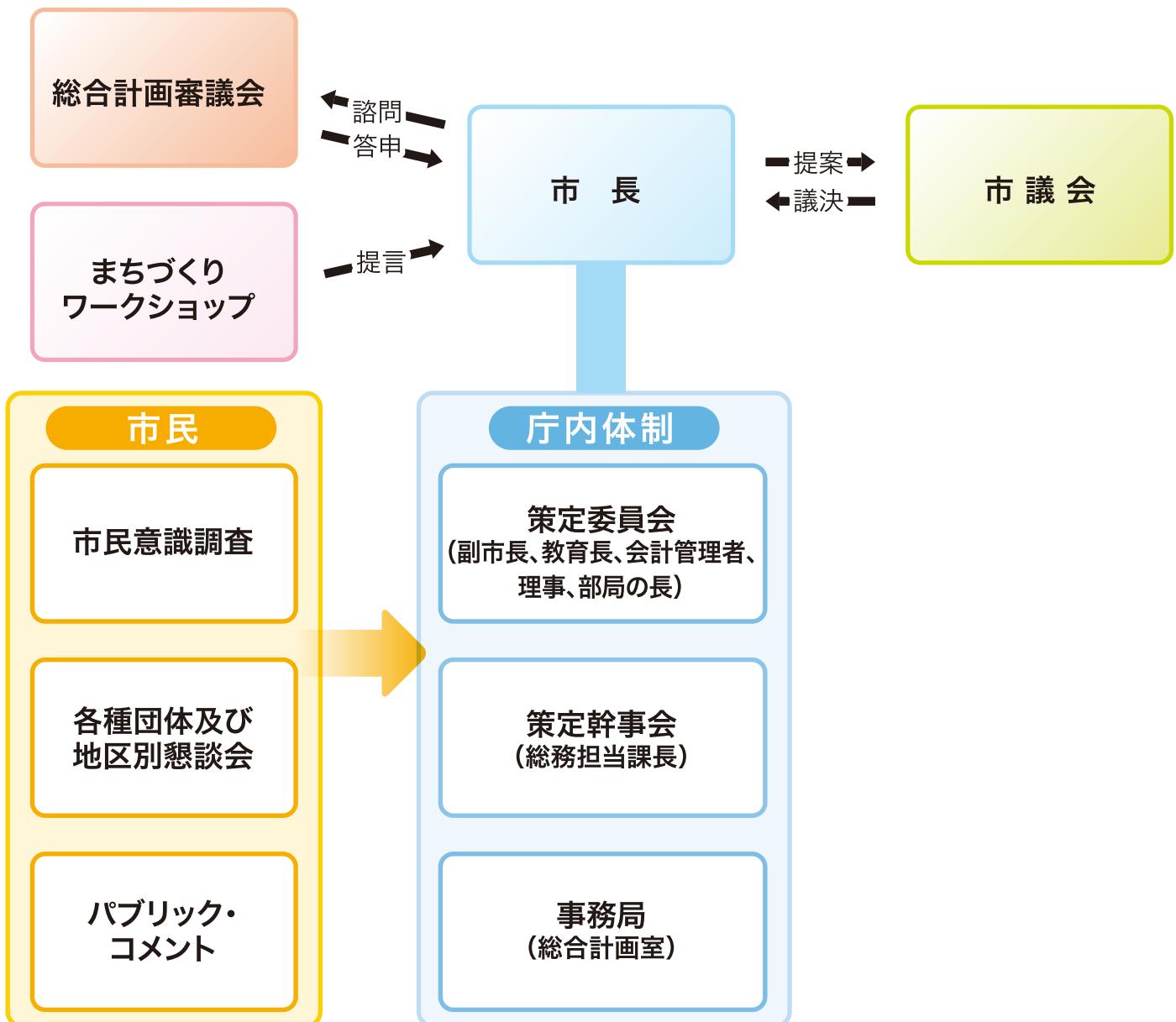
財政指標の状況



資料

- 1. 総合計画策定体制図**
- 2. 寝屋川市総合計画に関する規程**
- 3. 総合計画策定経過**
- 4. 市民参画の概要**
- 5. 総合計画審議会**
 - 開催経過
 - 諮詢書及び答申書
 - 委員名簿
 - 総合計画審議会規則
- 6. まちづくりワークショップ**
 - 開催経過
 - 会員名簿
- 7. 寝屋川市みんなのまち基本条例**
- 8. 主な個別計画一覧表**
- 9. 用語解説**

1 総合計画策定体制図



2 寝屋川市総合計画に関する規程

昭和63年6月24日

訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寝屋川市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 寝屋川市の将来の健全な発展を図るために策定する市政の総合的かつ長期的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実行シートからなるものをいう。
- (2) 基本構想 寝屋川市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて実施していく各部門にわたる施策を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実行シート 基本計画に基づいて実施していく具体的な事務事業を明らかにするものをいう。
- (5) 部局 寝屋川市事務分掌条例（平成12年寝屋川市条例第1号）第1条に規定する内部組織、寝屋川市議会事務局設置条例（昭和58年寝屋川市条例第17号）に規定する寝屋川市議会事務局、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和50年寝屋川市教委規則第7号）第2条第1項に規定する部及び寝屋川市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年寝屋川市条例第39号）第4条に規定する水道局をいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合計画（実行シートを除く。次条、第8条第1項及び第11条において同じ。）の試案を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画の試案策定についての企画、指導及び調整に關すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の試案策定に關し必要な事務

(委員)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 水道事業管理者
- (4) 会計管理者
- (5) 理事
- (6) 部局の長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が指名する職員

2 委員の任期は、前項各号に掲げる職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、総合計画に関する事務を分担する副市長とし、副委員長は、当該副市長に事故があるときに当該副市長が分担する事務を処理することとなつてはいる副市長とする。

3 委員長は、会務を總理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定幹事会)

第8条 委員会に、総合計画の素案策定を行わせるため、総合計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、各部局の総務を担当する課等の長で組織する。

3 幹事会に、座長を置き、前項に規定する者の互選により定める。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会が特に必要があると認めるときは、別にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第8条第2項に規定する者がその所属する部局に属する職員のうちから指名する研究員をもつて組織する。

3 ワーキンググループに座長を置き、研究員の互選により定める。

4 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集することができる。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、説明又は報告をさせることができる。

(総合計画の決定)

第11条 基本構想については、寝屋川市総合計画審議会に諮問した後、市議会の議決を経て、決定するものとする。

2 基本計画については、寝屋川市総合計画審議会に諮問して、決定するものとする。

(基本計画の変更)

第12条 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由があるときは、その内容を変更することができる。

この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(実行シートの策定)

第13条 実行シートは、1年の期間を単位として策定するものとする。

(実行シート関係事務事業に係る報告)

第14条 部局の長は、実行シートに關係する事務事業の進ちょく状況を定期に総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する部長を経て、市長に報告しなければならない。

(参考資料の送付)

第15条 総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課（以下「総合計画担当課」という。）は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。

2 各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総合計画担当課において行う。

附 則（平成21年訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

3 総合計画策定経過

	庁内組織	議会・市民参画
平成20年度	4月 ・第五次寝屋川市総合計画の策定開始	
	5月	
	6月 ・第五次寝屋川市総合計画の策定方針の発表	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月 第1回 策定幹事会	
	11月	・第五次寝屋川市総合計画策定に関する 市民意識調査の実施
	12月	
	平成21年1月	
	2月	
	3月 ・寝屋川市将来人口推計 結果報告書の発行 ・第四次寝屋川市総合計画 総括報告書(13~22年度)の発行	第1回 まちづくりショップ
	4月	
	5月	
平成21年度	6月	
	7月	・各種団体及び 地区別懇談会の実施
	8月	
	9月	
	10月 第1回 策定委員会	第10回 市長への 提言報告会
	11月	
	12月	
	平成22年1月	
	2月	・小学生絵画展の開催
	3月	
	4月	
	5月	
平成22年度	6月	
	7月	
	8月 第15回	第1回 (諮問) 総合計画審議会
	9月 第19回	
	10月	
	11月	
	12月 ・第五次寝屋川市総合計画の決定	中間答申 第20回 最終答申
		・平成22年度市民意識調査の実施 ・パブリック・コメントの実施
		・市議会総合計画特別委員会で基本構想を可決 ・12月市議会定例会で基本構想を議決

4 市民参画の概要

市民意識調査

市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを目的に、市民意識調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

- 調査時期：平成20年11月～12月
- 調査対象：満18歳以上の市民3,500人

前期基本計画で設定している「市民意識の指標」の現状値(H22)を把握することを目的に、市民意識調査を実施しました。

- 調査時期：平成22年8月
- 調査対象：満18歳以上の市民3,500人

まちづくりワークショップ

ワークショップ形式による市民会議を実施し、寝屋川市のまちづくりの方向性や課題について検討しました。

- 会員は、公募による市民、市政に関係する団体から推薦を受けた市民、市職員の計40名で構成し、「安全・安心」、「福祉」、「教育」、「都市計画」、「産業・環境」の5つの部会に分かれてワークショップを行いました。
- 開催時期：平成21年3月～7月
 - 開催回数：10回
 - 市長への提言報告会：平成21年8月8日

各種団体及び地区別懇談会

市内で活躍する各種団体及び市内6つのコミュニティーセンター地区を対象に、様々なテーマについて懇談会を実施し、積極的な意見をいただきました。

- 開催時期：平成21年7月～8月
- 実施団体数：20団体、6コミセン地区

総合計画審議会

「第五次寝屋川市総合計画(試案)」を多方面にわたって検討するため、学識経験者、市議会議員、市民、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会において審議いただきました。

- 開催時期：平成21年10月～平成22年10月
- 開催回数：20回
- 最終答申日：平成22年11月5日

小学生絵画展

次代を担う小学生の思いを計画に反映させるため、「こんなまちがいいな～ねやがわ未来予想図～」というテーマで絵画展を開催しました。

- 開催時期：平成21年10月
- 展示作品数：259点
- 入賞者：最優秀賞6名 優秀賞18名

パブリック・コメント

公正の確保と透明性の向上を図るため、「第五次寝屋川市総合計画(試案)」に対する意見募集を行いました。

- 市民から寄せられた意見を計画に反映するとともに、意見のあらましと市の考え方を公表しました。
- 意見募集期間：平成22年8月～9月
 - 意見提出数：6名 83件

5 総合計画審議会

《開催経過》

回数	開催年月日	審議内容
第1回	平成21年10月30日	委員の委嘱、第五次寝屋川市総合計画(試案)の諮問
第2回	11月19日	審議の方向性について
第3回	12月25日	意見交換
第4回	平成22年1月28日	計画策定にあたっての審議
第5回	2月23日	計画策定にあたって、基本構想の審議
第6回	3月25日	基本構想の審議
第7回	4月12日	計画策定にあたって、基本構想の審議 市の財政状況及びブランド戦略について
第8回	4月26日	前期基本計画の審議 (「危機管理体制を充実する」、「犯罪のないまちづくりを推進する」、「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」、「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」、「健康づくりを推進する」)
第9回	5月14日	前期基本計画の審議 (「災害に強いまちをつくる」、「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」、「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」、「子育てしやすい環境を整備する」)
第10回	5月21日	前期基本計画の審議 (「青少年の健全育成を推進する」、「生涯学習を充実する」、「文化の振興を図る」、「スポーツ活動を推進する」、「国内外の交流を推進する」)
第11回	5月28日	前期基本計画の審議 (「学校教育を充実する」、「計画的なまちづくりを推進する」、「良好な住宅・住環境を創出する」、「四駅周辺のまちづくりを推進する」)
第12回	6月11日	前期基本計画の審議 (「治水対策を促進する」、「地域とともに支えあうしくみを充実する」、「下水処理を推進する」、「利便性の高い快適なまちをつくる」、「水とみどり豊かなまちをつくる」)
第13回	6月18日	前期基本計画の審議 (「安全でおいしい水を供給する」、「工業の振興を図る」、「商業の振興を図る」、「農業の振興を図る」、「消費者保護を推進する」)
第14回	6月28日	前期基本計画の審議 (「環境を保全する」、「ごみの減量・資源化を推進する」、「廃棄物を適正に処理する」、「コミュニティづくりと協働を推進する」、「情報発信を充実する」)
第15回	7月5日	前期基本計画の審議 (「市民ニーズを把握する」、「寝屋川市のイメージアップを図る」、「健全な財政運営を行う」、「効率的な行政運営を行う」、「市民サービスを充実する」) (仮称)地域協働協議会について
第16回	7月9日	中間答申の審議
第17回	7月16日	中間答申の審議
	7月23日	市長への中間答申
第18回	10月4日	パブリック・コメント結果について 最終答申の審議
第19回	10月25日	前期基本計画の指標について 最終答申の審議
第20回	10月29日	最終答申の審議
	11月5日	市長への最終答申

《諮問書及び答申書》

諮問書

答申書

経総第 483号
平成21年10月30日

寝屋川市総合計画審議会
会長 南部 創 様

寝屋川市長 馬場 好弘

平成22年7月23日

寝屋川市長 馬場 好弘 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 南部 創

第五次寝屋川市総合計画 について（諮問）

第五次寝屋川市総合計画（試案）について、
貴審議会の意見を求める。

第五次寝屋川市総合計画（試案） について（中間答申）

平成21年10月30日付け経総第483号で諮問のありました第五次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会で計画内容及び表現などを慎重に審議しました結果、試案の一部を修正等して、別添のとおり中間答申いたします。

平成22年11月5日

寝屋川市長 馬場 好弘 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 南部 創

第五次寝屋川市総合計画(試案) について(最終答申)

平成21年10月30日付け経総第483号で諮問のありました第五次寝屋川市総合計画(試案)について、本審議会において慎重に審議した結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申します。

今後これらの意見を十分尊重いただき、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現に、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 基本構想

○全国的な人口減少社会が到来し、急激な少子高齢化が進行する中にあって、寝屋川市においてもまちの活力を維持・向上させる取組が必要である。

歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進など高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるさまざまな条件整備や、若い世代が将来への期待と希望を抱けるまちづくりを進められたい。

○「寝屋川市みんなのまち基本条例」に掲げられている『市民、議会及び行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組む』という理念を、あらゆる機会を捉え広く市民に周知するとともに、積極的に「都市内分権」に取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進め、地域の力を結集した協働のまちづくりを推進されたい。

○社会経済情勢の変化は、まちづくりに大きな影響を及ぼすことから、総合計画の推進にあたっては、その変化を的確に把握し柔軟な対応を行うとともに、厳しい財政状況の中にあっても、基礎自治体としての役割を十分果たすため、「実行シート」を活用した選択と集中による効率的・効果的な行政運営に取り組まれたい。

また、施策の進捗状況については、市民や職員が常に意識し情報共有できるよう、「市民意識の指標」の定期的な把握と公表に努めるとともに、市民を含む委員会の設置など外部機関による評価体制のあり方を検討されたい。

○本総合計画に掲げられた各施策については相互に関連しているものが多々見られ、総合的な政策判断が必要となるものがあると考えられる。施策の推進にあたっては、従来の縦割・画一的な行政から横断的かつ総合的な自治経営システムへの転換を図り、全局的な連携を密にして組織全体で取り組む体制を構築されたい。

2 基本計画

①安全で安心できるまちづくりについて

市民一人ひとりが安全な環境で安心して暮らせるまちづくりをめざし、都市基盤における防災機能を強化するとともに、市民との協働による防犯・防災対策をはじめ、大規模災害等のあらゆる危機事象に対応できる危機管理体制を早急に強化されたい。

②健康でいきいき暮らせるまちづくりについて

誰もがいきいきと安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉の各機関が連携した総合的な体制整備を図るとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう積極的に支援されたい。

また、少子化・人口減少問題に対応するため、子育て支援施策を充実させ、より子どもを産み育てやすい環境を整備されたい。幼児や高齢者虐待を防止するため、関係機関とのネットワークの強化や相談体制の充

実に努められたい。

③夢を育む学びのまちづくりについて

子ども達の学力の向上をはじめ、社会性や規範意識を醸成し、特色のある教育を推進するとともに、学校と家庭・地域が密接に連携し、地域全体で子どもたちを支える環境づくりを進められたい。

また、先人から受け継いだ祭りや行事など、地域に残る文化や伝統を守り、活性化する取組を推進されたい。

④快適でうるおいのあるまちづくりについて

公共交通体系については、高齢社会や地域の現状・特性を見据える中で、利用しやすい移動手段の確保に努められたい。

また、安全で快適な交通環境の整備を進め、なかでも自転車利用者のマナー向上のための施策を充実するとともに、駐輪対策など自転車が利用しやすい環境整備を進められたい。

⑤環境を守り育てるまちづくりについて

地球温暖化対策など環境への取組は、行政のみならず市民や事業者の行動が大きな鍵を握ることから、あらゆる機会を利用して広報活動に努められたい。平成28年稼動をめざした新たなごみ処理施設の建設にあたっては、環境負荷が少なく、エネルギーを有効に利用し、市民が利用できる施設とともに、周辺対策、環境対策などには十分に配慮されたい。

⑥活力あふれるにぎわいのまちづくりについて

まちのにぎわいは産業振興と密接なつながりがあることから、地産地消の推進、魅力ある商店街づくり、市内企業への支援など地域が活性化する取組を進められたい。

また、貧困や所得格差の拡大が社会問題となっており、広い視点からの対応が求められる。高齢者や障害者の就業機会の拡充、若者に対する就業相談や就業支

援など、市域の労働力を雇用に結びつける取組に努められたい。

⑦市民が主役のまちづくりについて

地域コミュニティの活性化を促すため、地域活動の担い手やリーダー人材の育成、活動への参加者の拡大への取組を地域との協働により推進されたい。

(仮称) 地域協働協議会の形成にあたっては、地域住民の意見を十分踏まえたうえで、それぞれの地域に応じたきめ細かい支援を行うとともに、当該協議会に一定の財源とそれに伴う執行権限を移譲し、より質の高い地域づくりを進められたい。

⑧将来を見据えた自治経営について

地方分権・地域主権の進展に伴い、基礎自治体の裁量権の拡大が見込まれるとともに、まちづくりへの市民の参画が求められる中で、それらに対応できる職員の育成がより重要となってきている。地域住民と協働して行政を進める上で必要となるコミュニケーション能力や政策形成能力を身につけた職員の育成に努められたい。

⑨後期基本計画の策定にあたって

市民、事業者、行政が対等な立場で協働のまちづくりを進めていくためには、まちづくりにおける目標や方向性、課題を共有し、その達成や解決に向け、それぞれが異なる立場で連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。平成28年度を初年度とする後期基本計画の策定にあたっては、施策ごとにそれぞれが果たすべき役割を整理されたい。

《委員名簿》

◎:会長 ○:副会長

1号委員(学識経験者)	
○ 澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
今川 晃	同志社大学政策学部教授
久保 貞也	摂南大学経営学部准教授
2号委員(市議会議員)	
○ 南部 創	寝屋川市議会議員
廣岡 芳樹	寝屋川市議会議員
高田 政廣	寝屋川市議会議員
宮本 正一	寝屋川市議会議員
中谷 光夫	寝屋川市議会議員
3号委員(一般市民等)	
新宅 智子	寝屋川市まちづくりワークショップ
田中 隆夫	北大阪商工会議所
谷川 進	寝屋川市社会福祉協議会
中川 芳行	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
村上 英樹	寝屋川市立校園 PTA 協議会
友井 芙美子	西北コミセンエリア
宍戸 忠彦	南コミセンエリア
杉本 清忠	東北コミセンエリア
古藤 秀幸	西コミセンエリア
新井 健一	東コミセンエリア
西口 嘉幸	西南コミセンエリア
中東 香織	公募市民
西脇 直次	公募市民
藤本 たか子	公募市民
4号委員(関係行政機関の職員)	
岡本 治康	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長（平成22年3月31日まで）
北之原 信雄	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長（平成22年4月1日から）

(敬称略、順不同)

《総合計画審議会規則》

平成2年4月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 一般市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部総合計画室において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成21年規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

6 まちづくりワークショップ

《開催経過》

回数	開催年月日	概要
第1回	平成21年3月7日	<ul style="list-style-type: none">・会員の委嘱・オリエンテーション
第2回	3月20日	<ul style="list-style-type: none">・基調講演「市民との協働によるまちづくり」 相模女子大学 松下 啓一教授・会長、副会長の選出・部会分けなど
第3回	4月10日・11日	<ul style="list-style-type: none">・まちの課題の抽出
第4回	4月24日・25日	<ul style="list-style-type: none">・まちの課題の抽出・課題に対する解決策の提案
第5回	5月8日・9日	<ul style="list-style-type: none">・まちの課題の抽出・課題に対する解決策の提案・中間発表への準備
第6回	6月5日	<ul style="list-style-type: none">・中間発表
第7回	6月19日・20日	<ul style="list-style-type: none">・具体的な活動についての検討
第8回	7月3日・4日	<ul style="list-style-type: none">・具体的な活動についての検討
第9回	7月17日・18日	<ul style="list-style-type: none">・提言書づくり・報告会の役割分担
第10回	7月28日・31日	<ul style="list-style-type: none">・提言書づくり・報告会のリハーサル
	8月8日	<ul style="list-style-type: none">・市への報告(市長へ発表)

《会員名簿》

所属部会	氏 名	選出区分
第1部会 (安全・安心)	今井 良子	関係団体からの推薦
	杉本 幸雄	関係団体からの推薦
	穂積 常男	関係団体からの推薦
	中川 佳子	公募市民
	長島 正治	公募市民
	大野 裕巳子	市職員
	川原 祐	市職員
第2部会 (福祉)	坂口 善治	関係団体からの推薦
	田中 啓昭	関係団体からの推薦
	林 茂	関係団体からの推薦
	山谷 敬子	関係団体からの推薦
	石川 真知子	公募市民
	新宅 智子	公募市民
	田岡 幸代	公募市民
	茂福 隆幸	市職員
	和田 みどり	市職員
第3部会 (教育)	岡本 博文	関係団体からの推薦
	郷 文子	関係団体からの推薦
	大村 武司	公募市民
	橋本 友子	公募市民
	林 由圭里	公募市民
	牧田 昌也	公募市民
	吉田 真由美	公募市民
	森本 泰広	市職員
	吉堂 昭	市職員
第4部会 (都市計画)	池澤 恵介	関係団体からの推薦
	奥田 勝久	関係団体からの推薦
	三野 政和	関係団体からの推薦
	尾崎 友香	公募市民
	倉岡 美奈	公募市民
	東川 輝久	公募市民
	荒木 和美	市職員
	大貫 泰二	市職員
第5部会 (産業・環境)	本多 政雄	関係団体からの推薦
	南 保次	関係団体からの推薦
	木下 元重	公募市民
	小林 歩	公募市民
	福岡 大貴	公募市民
	上田 豪	市職員
	野岸 嘉和	市職員

(敬称略、順不同)

7 寝屋川市みんなのまち基本条例

平成19年12月25日
条例第24号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まると、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を發揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、「みんなのまち」寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目 次

- 第1章 総 則 (第1条—第3条)
- 第2章 協 働 (第4条—第10条)
- 第3章 市 民 (第11条)
- 第4章 議 会 (第12条—第14条)
- 第5章 行 政 (第15条—第23条)
- 第6章 条例の実効性の確保等 (第24条—第26条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、とともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会

会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。

- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協 働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(透明性の確保等)

第6条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第7条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(市民活動の尊重等)

第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第10条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市 民

(市民の役割及び責務)

第11条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議 会

(議会の役割)

第12条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第13条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第14条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

第5章 行 政

(市長の役割及び責務)

第15条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第16条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第17条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を發揮して効率的

に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(行政運営)

第18条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

(財政運営)

第19条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第20条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第21条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

第22条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

(国、他の自治体等との連携)

第23条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(住民投票制度)

第25条 市政に係る重要な事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第26条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

8 | 主な個別計画一覧表

第五次寝屋川市総合計画を最上位計画とし、それを補完・具体化していくものとして個別計画(ビジョン、方針、指針を含む)があります。

第五次寝屋川市総合計画の推進とあわせて、これらの個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

まちづくりの大綱名	個別計画名
安全で安心できるまちづくり	住宅・建築物耐震改修促進計画
	住宅市街地整備計画
	国民保護計画
	地域防災計画
	危機管理対応指針
健康でいきいき暮らせるまちづくり	第4期ねやがわ男女共同参画プラン
	食育推進計画
	第二次地域福祉計画
	高齢者保健福祉計画
	障害者長期計画
	障害福祉計画
	こどもプラン後期行動計画
夢を育む学びのまちづくり	母子家庭等自立促進計画
	小中一貫教育アクションプラン
	家庭教育推進指針
快適でうるおいのあるまちづくり	子ども読書活動推進計画
	都市計画マスターplan
	住宅マスターplan
	景観基本計画
	市営住宅ストック総合活用計画
	水道ビジョン
環境を守り育てるまちづくり	緑の基本計画
	環境基本計画(改定版)
	温暖化対策地域計画 ※平成23年7月策定予定
	第3期寝屋川市役所温暖化対策実行計画
	ごみ処理施設建設基本計画
活力あふれるにぎわいのまちづくり	一般廃棄物処理基本計画
	商業活性化ビジョン
	工業活性化ビジョン
市民が主役のまちづくり	農業振興ビジョン
	市民参画推進指針
	市民活動支援指針
将来を見据えた自治経営	ブランド戦略基本方針
	財政収支計画
	行財政改革大綱(改訂版)
	事務事業改善計画
	新アウトソーシング計画
	公共施設等整備・再編計画
	第4期定員適正化計画

平成23年4月1日現在

あ行

用語	解説
ICT	Information[情報]、Communication[通信]、Technology[技術]の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称。
アウトソーシング	より効果的、効率的にサービスの提供や行政運営を行うため、業務を外部に委ねること。その手法として、民営化、指定管理者制度、業務委託、労働者派遣などがある。
あきんどねっと	市内の商業者や商店などの情報を発信するホームページ。
一般財源	使途が特定されない収入。具体的には、市税、地方交付税などがある。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出支援。
Eブック	印刷された本ではなく、インターネットからダウンロードしてパソコンや携帯端末などで読む電子書籍。
雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管や河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。

か行

用語	解説
学習到達度調査	学習指導要領に定められている学習内容について、全ての児童・生徒の定着度を測るために市教育委員会が行っている調査。
基幹系情報システム	基幹系とは主となる業務を指し、自治体で言う「基幹系情報システム」とは、主に住民登録、税務、国民健康保険などの窓口業務で利用されているシステム。
企業会計	企業の経営活動とその結果について、主として貨幣額によって記録、計算、報告をする会計方式。
基礎自治体	広域的自治体である都道府県に対し、住民に最も身近な行政を担う市区町村。
行政評価	行政活動を一定の基準や指標に従い評価し、その結果を改善に結びつける手法。
協創	みんなで考え、みんなでつくる(協働しながら創造していく)という、「みんなのまち基本条例」の理念に基づいたまちづくりのあり方。
協働	市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動すること。
クリーンリバー作戦	市の中心を流れる一級河川寝屋川で、市民と行政が協働して行う河川の清掃活動。
経常経費	毎年度継続して支出される経費。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費など、毎年度継続して支出される経費に対して、市税や地方交付税などの一般財源がどのくらい使われているかを表す指標。この比率が低いほど、自由に使える財源が多いことを意味する。
健康寿命	寝たきりや認知症などによる要介護状態ではなく、元気で活動的に暮らすことができる期間。
健康づくりプログラム	市民の健康づくりの一環として、日々の暮らしや生活習慣を見直すきっかけとするために作成した冊子。毎年、市内に全戸配布している。
校庭貯留浸透施設	雨水を学校の屋外運動場に貯留する施設。
高度利用	建築物の高層化を図り、生み出された空間を有効活用すること。

さ行

用語	解説
市街化調整区域	市街化を優先的かつ計画的に図る市街化区域とは異なり、市街化を抑制する区域。区域内での宅地造成、建築用地の転用などは許可制度により厳しく制限される。
資源集団回収活動	自治会やPTA等地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞・雑誌・古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。
資源生産性	豊かさを増大させながら資源消費の削減をめざす指標。 GDP(国民総生産)を天然資源などの投入量(国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量)で割ることによって算出する。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民の連携に基づき結成される防災組織で、災害発生時に、互いの身を守るために連携して防災活動を行う組織。
自助、共助、公助	自分自身や家族による自立(自助)、地域や市民による支えあい(共助)、公的な援助(公助)の3つが役割分担しながら、ともに支えあうという考え方。
実質収支額	歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越す財源を除いた決算額のこと。 普通会計の実質収支額がプラスであるかマイナスであるかは、財政の健全性を判断する重要な基準となる。
市民自治	市民が地域の課題などを自らが認識し、その課題に向けて自ら行動すること。
主要生活道路	密集住宅地区内において、消防車などの緊急車両の進入や地区内の通行を円滑にするための主要な道路。沿道の建物が建替えられる際に、幅員6.7mを標準として順次整備している。
準防火地域	建築物の材料や構造などを規制し、火災の延焼を防止するなど市街地の不燃化を目的として指定された地域。
小地域ネットワーク活動	校区福祉委員会が行う、地域の一人暮らしの高齢者などへの見守り、声掛けなどの個別援助や、子育てサロンなどのグループ援助活動のこと。
小中一貫教育	1中学校区に2小学校の配置を基本とする教育体制。小・中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある一貫した教育を進めるため、市教育委員会が平成17年度から実施している。
消費生活リーダー	消費生活に関する基礎的知識を講座で習得するなど、自立した消費者をめざしてボランティアに取り組む地域のリーダー。
スポーツリーダーズバンク	スポーツ指導者の登録活用制度。指導者を養成するための養成講習会を修了した人に登録していただき、市民がスポーツを楽しもうとする時、スポーツリーダーズバンクの登録者に指導を依頼できるしくみ。
青少年リーダー	青少年活動の核となり、自主的に活動ができる人材。
全国・学力学習状況調査	児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
増補幹線	既設の下水管で流すことができない雨水を処理するため、第2の下水道管として、大阪府が事業主体となって整備する下水道管。

た行

用語	解説
タウンくる	バス交通の不便地域を解消するために、市と連携しながら京阪バスが運行している小型バス。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化や生活習慣の違いを尊重しながら、地域社会の構成員として、ともに暮らしていくこと。
地域包括支援センター	地域に密着した総合的な情報提供や相談援助を行うとともに、コミュニティセンター・エリア内の関係機関などとのネットワークを構築し、地域にねぎした高齢者保健福祉を推進する拠点。
地域誘導	市民が地域に関心を持ち、地域でのボランティア活動に参画するなど、社会活動を促すこと。
地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。
地区計画	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の形成や保持のため、地区の実情にあつたまちづくりのルールを定めること。
地方税ポータルシステム	地方税の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム。
沖積層	第四紀沖積世(今から約1万5千年前までの期間)に形成された比較的新しい地層。
直送幹線	一級河川寝屋川および大阪湾のより一層の水質改善を目的として、新たに建設された「なわけ水みらいセンター」に汚水のみを流すための下水道幹線。
特定健診・特定保健指導	各医療保険者(国保・協会けんぽ・健康保険組合等)に実施が義務付けられた制度で、40歳~74歳の人を対象として生活習慣病を予防するために行う健康診査と保健指導。
特定建築物	学校、病院、ホテル、事務所など、一定規模以上で多数の人が利用する建築物。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な行

用語	解説
なわけ水みらいセンター	汚水処理能力の増強を図るため、四條畷市に新設された大阪府の下水処理施設。
寝屋川流域総合治水対策	寝屋川流域の関係市と国・府が一体となり、河川、下水道、調節池の整備などをを行う総合的な治水対策。

は行

用語	解説
パイオネット	消費者被害に迅速に対応するため、国民生活センターのデータベースと全国にある消費生活センターの端末を専用回線で結び、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報を集約するシステム。
配水池	浄水場で作った水を一時的に貯め、市内各所に配水する施設で、市内に6箇所ある。
パブリック・コメント	市が基本的な政策を定めるとき、その趣旨を広く公表し、市民からの意見を募り、提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を公表し、市民の多様な意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続。
PDCIサイクル	計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて、改善・改革(Innovation)を行う工程を繰り返す考え方。

扶助費	社会保障の一環として、生活困窮者、障害者、高齢者などに対して行っている給付に係る経費。
普通会計	地方公共団体の財政状況を全国統一的に把握し、比較するために用いられる会計。
物件費	支出の効果が短期間で終わる消費的な性質を持つ経費で、具体的には、旅費、光熱水費、委託料などが該当する。

ま行

用語	解説
まちかど福祉相談所	市内のコミュニティーセンターエリアごとに開設しており、子育てから介護まで地域の身近な問題に幅広く対応する相談所。校区福祉委員会が実施している。
まちのせんせい	市民から依頼があれば、生涯学習ボランティアとして登録している「まちのせんせい」を紹介する人材バンク制度。
茨田堤 (まんだのつつみ)	5世紀頃に仁徳天皇が淀川の洪水を防ぐために造らせたとされる堤防。日本で最初の大規模な土木工事とされている。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態。動脈硬化が進み、心筋梗塞や脳梗塞などを発症する危険性が高い。
モノづくり元気企業認定制度	技術革新や経営活性化などの取組により成果を上げた活動的な市内の企業を、「元気企業」として認定する制度。
モノづくり支援ネット	市内のモノづくり企業の情報発信や市内大学などの研究者情報を発信するホームページ。

や行

用語	解説
遊休農地	農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由により、一定期間耕作されていない農地。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、国籍などに関わらず、全ての人が快適に利用できるよう、製品や建物などをデザインすること。

ら行

用語	解説
リサイクル率	ごみ排出量のうち再資源化されるものの割合。
流域調節池	寝屋川流域において、河川や下水道で流しきれない雨水を一時的に貯留し、周辺地域の浸水被害を軽減するための河川施設。
療育	医療、保育、福祉などを結合させて、障害や発達上何らかの問題がある子どもの発達の促進を総合的に図る活動。
連続立体交差事業	鉄道の一定区間を連続して高架化または地下化することにより、複数の踏切を除去し、踏切による交通渋滞や事故を解消する事業。 寝屋川市幸町から枚方市までの区間の京阪本線で計画されている。

わ行

用語	解説
ワンストップサービス	複数の行政手続を1つの窓口で受け取ることができるサービス。